



令和8年9月末で



# 鹿児島県収入証紙の 販売を終了します



鹿児島県の収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料を納めるものです。鹿児島県では、パスポート申請や運転免許証の更新などに使用されています。

※契約書等に貼り付ける国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

収入証紙の**販売**は  
令和8年9月末日  
まで

購入済証紙の**使用**は  
令和9年3月末日  
まで

未使用証紙の**還付**は  
令和8年10月 から  
令和13年9月末日  
まで

## 収入証紙販売終了後（令和8年10月以降）の手数料の納付方法

※ 手数料の種類により、取り扱う納付方法が異なりますので、詳しくは手数料を所管する担当課におたずねください。

### 1 オンラインでの納付

県の電子申請システムを利用して、クレジットカードやコード決済（PayPay）、インターネットバンキングによりオンラインでの納付が可能です。



### 2 支払窓口での納付

① 振興局等の支払窓口で、クレジットカード・電子マネー等により納付。



② 県が収納事務を委託した団体の支払窓口で現金により納付。



### 3 県の納付書での納付

県から交付された納付書を使用して、スマホ、クレジットカード、インターネットバンキング、コンビニ、銀行等で納付。



【お問い合わせ】 鹿児島県出納局会計課

☎099-286-3765    ✉acsm@pref.kagoshima.lg.jp